

白山市選挙サポーター登録制度実施要領

1 制度概要

投票所（当日・期日前）における投票立会人や選挙事務従事者を「白山市選挙サポーター」として公募し、名簿登録の上、選挙が実施される際には、投票立会人または選挙事務従事者を名簿登録者の中から選考し、委嘱・任用につなげる制度。

2 業務概要

区分	投票立会人	選挙事務従事者
期日前投票	投票所で投票の監視等	投票所で案内誘導、投票用紙の交付等
当日投票		

3 職種別職務詳細

(1) 投票立会人

- ① 職務内容： 投票所での投票の監視等（常時着席による。）
- ② 身 分： 非常勤特別職
- ③ 応募資格： 白山市に住民票のある18歳以上の方
- ④ 応募要件： 選挙に公正な判断ができる方
- ⑤ 勤務場所： 別紙投票所
- ⑥ 勤務時間： 勤務日・勤務場所等によって異なる。下記は、一例。

ア 期日前投票・一日従事

8：15～20：05 昼食時、夕食時に休憩あり

イ 当日投票・一日従事の場合

6：45～20：05 昼食時、夕食時に休憩あり

ウ 当日投票・半日交替の場合

6：45～13：30 休憩あり または

13：20～20：05 休憩あり

※ イ、ウにおいて、投票終了後、投票箱の開票所送致に同行していた
だく場合は、往復分の時間延長あり。

⑦ 報 酬： 一日従事の場合

ア 期日前投票 10,900円

イ 当日投票 12,400円（半日交替の場合は、半額）

※ 所得税の源泉徴収あり。交通費の支給なし。

(2) 選挙事務従事者

- ① 職務内容： 投票所での誘導、期日前投票所での宣誓書記入指導、投票用紙交付等
- ② 身 分： 会計年度任用職員
- ③ 応募資格： 18歳以上概ね65歳までの方（市外在住者も可）
- ④ 応募要件： 選挙に公正な判断ができる方
地方公務員法の適用を受け、守秘義務等が課されます。
- ⑤ 勤務場所： 別紙投票所
- ⑥ 勤務時間： 勤務日・勤務場所等によって異なる。下記は、一例。

- ア 期日前投票・一日従事の場合
8：20～20：00 昼食時、夕食時に休憩あり
- イ 期日前投票・半日交替の場合
8：20～14：15 休憩なし または
14：15～20：00 休憩なし
- ウ 当日投票・一日従事の場合
6：50～20：00 昼食時、夕食時に休憩あり
- エ 当日投票・半日交替の場合
6：50～13：30 昼食時に休憩あり または
13：30～20：00 夕食時に休憩あり
- ⑦ 報酬等： 時給 1,220円
所得税の源泉徴収あり。交通費の支給なし。
- ⑧ その他： 政党や政治団体の役員である方は、従事できません。
任用期間中、従事者は地方公務員法および公職選挙法の
適用を受け、政治活動や選挙運動に関し、制限を受けます。

4 登録の申込

- (1) 白山市選挙サポーター登録申込書の入手
- ・ 白山市ホームページの選挙管理委員会のページから様式をダウンロードするか、市役所選挙管理委員会の窓口で申込書用紙を受け取ってください。
- (2) 申込書の記入・提出
- ・ 記入した用紙は、市役所選挙管理委員会窓口に出すか、または、申込書下記に記載のメールアドレスにメール送信してください。
- (3) 白山市電子申請サービスからの申込
- ・ (1)(2)による申し込みのほか、白山市電子申請サービスから申し込むことができます。
- (4) 名簿登録
- ・ 不備がなければ、そのまま名簿に登録しますので、連絡がなければ、登録されたものとなります。

5 事前説明会への参加

- ・ 選挙の日程が決まりましたら、電話またはメールにて従事する日程のご都合をお伺いします。
選挙期間日数やご希望の従事内容等により、全ての登録者へご案内できない場合があります。
- ・ 事前説明会の案内通知を封書又はメールで通知しますので、ご参加いただきます。なお、投票立会人で着任経験のある方は、参加不要となります。
なお、選挙事務従事者を希望する方には、面接が行われますので、就労条件等の希望をお伝えください。

6 選考

- (1) 事前説明会後に、メール、電話等で、従事が可能か打診します。
- (2) 内諾されますと、事務手続に入ります。

投票立会人には、承諾書、報酬振込口座のほか必要書類を、事務従事者には、報酬振込口座、宣誓書のほか必要書類を提出していただきます。

7 採用

(1) 投票立会人

- ① 選任通知書のほか、従事場所、心得等の書類を郵送またはメール送信しますので、ご確認ください。
- ② 投票日当日の立会人の方へ前日または前々日に、投票所の管理者（市職員）から、従事の確認の電話が入り、集合時間や駐車場所等をお伝えします。

(2) 選挙事務従事者

- ① 任用通知書のほか、従事場所、心得等の書類を郵送またはメール送信しますので、ご確認ください。
- ② 投票日当日の従事者の方へ前日または前々日に、投票所の管理者（市職員）から、従事の確認の電話が入り、集合時間や駐車場所等をお伝えします。

8 従事当日

- (1) 従事時間に間に合うように、会場入してください。
- (2) 投票所の管理者の指示に従ってください。

9 報酬等の支払

選挙期間終了後、所得税を源泉徴収し、1 か月ほどで、指定口座に振り込みます。

10 登録内容の変更等

- (1) 住所等に変更があった場合は、その旨を選挙管理委員会事務局にお申し出ください。
- (2) 名簿からの登録抹消を希望する場合は、その旨を選挙管理委員会事務局にお申し出ください。

(別紙)

投票所一覧

1 期日前投票所

投票区	施 設	所 在 地
松任	市民交流センター	倉光二丁目1番地
美川	美川支所	美川浜町ヨ103番地
鶴来	鶴来コミュニティセンター	鶴来本町四丁目ヌ85番地
アピタ松任店	アピタ松任店	幸明町280番地
河内	かわち保健センター	河内町福岡77番地
吉野谷	吉野谷コミュニティセンター	佐良二136番地
鳥越	鳥越コミュニティセンター	別宮町ロ170番地
尾口	尾口コミュニティセンター	瀬戸午10番地
白峰	白峰市民サービスセンター	白峰ハ157番地
イオンモール白山	イオンモール白山	横江町5001番地
金城大学	金城大学笠間キャンパス	笠間町1200番地

2 投票所（選挙当日）

地域	投票区	施 設	所 在 地
松任	第1	白山市立松任コミュニティセンター	西新町170番地1
	第2	白山市立松任小学校第一体育館	末広一丁目100番地
	第3	白山市立松任こども園	茶屋二丁目41番地
	第4	白山市立北陽小学校第一体育館	新田町246番地
	第5	白山市あいのき児童センター	相木町777番地1
	第6	白山市立石川コミュニティセンター	源兵島町332番地1
	第7	白山市立柏野コミュニティセンター	下柏野町483番地
	第8	白山市立加賀野コミュニティセンター	西柏一丁目37番地
	第9	白山市立笠間コミュニティセンター	笠間町623番地1
	第10	白山市立宮保コミュニティセンター	宮保町740番地1
	第11	白山市立一木コミュニティセンター	村井町441番地
	第12	白山市立出城コミュニティセンター	成町406番地2
	第13	ぶじょうこども園	北安田町396番地1
	第14	白山市立千代野コミュニティセンター	千代野東五丁目1番地2
	第15	白山市立千代野コミュニティセンター	千代野西八丁目30番地
	第16	白山市立御手洗コミュニティセンター	相川町1566番地1
	第17	白山市立旭コミュニティセンター	旭丘二丁目32番地
	第18	白山市立中奥コミュニティセンター	中奥町177番地1
	第19	白山市立林中コミュニティセンター	乙丸町461番地
	第20	白山市立郷コミュニティセンター	田中町230番地
	第21	山島農村健康センター	安吉町119番地

美川	第22	白山市立湊コミュニティセンター	湊町ヨ70番地1
	第23	白山市美川児童館	美川和波町北1番地1
	第24	白山市立蝶屋コミュニティセンター	井関町113番地1
	第25	白山市美川文化会館	美川中町イ16番地6
鶴来	第26	白山市立一ノ宮コミュニティセンター	白山町カ88番地10
	第27	白山市立鶴来コミュニティセンター	鶴来本町四丁目ヌ85番地
	第28	白山市立蔵山コミュニティセンター	日御子町ホ60番地1
	第29	ふじこども園	森島町い16番地1
	第30	白山市立林コミュニティセンター	道法寺町へ24番地
	第31	白山市立明光小学校第二体育館	井口町は1番地の4
	第32	白山市立館畑コミュニティセンター	日向町イ19番地
	第33	あいわこども園	知気寺町ぬ129番地6
河内	第34	白山市立かわち保健センター	河内町福岡77番地
吉野谷	第35	白山市立吉野谷コミュニティセンター	佐良ニ136番地
	第36	白山市吉野谷児童館	吉野東56番地
	第37	白山市吉野谷セミナーハウス	中宮ヲ16番地
鳥越	第38	河合集会所	河合町南40番地
	第39	白山市立鳥越小学校体育館	上野町オ1番地
	第40	白山市立鳥越コミュニティセンター	別宮町ロ170番地
	第41	鳥越ふるさとセンター	上吉谷町甲99番地
尾口	第42	尾添コミュニティセンター	尾添イ135番地
	第43	白山市立尾口コミュニティセンター	瀬戸午10番地
白峰	第44	白峰地域交流センター	白峰ロ9番地
	第45	桑島健康管理センター	桑島4号87番地34